

## 地域下水道区域内における下水管路の設置に係る取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域下水道処理区域内（豊橋市地域下水道条例（平成11年豊橋市条例第28号）第2条第3項に定める別表に字名が記載されている地区であって、既設の排水施設に接する土地、あるいは既設排水施設から技術基準に適合して本管を設置できる範囲。以下「処理区域」という。）において、新たに排水施設（本管、取付管）を設置する場合の取り扱いを定める。

### (許可の範囲)

第2条 排水施設の設置を認める地域下水道は、その処理能力の範囲において許可区分毎に別表1による。

2 前項において、集合住宅等に排水施設の設置を認める地域下水道は、別表2による。

3 前2項の規定にかかわらず、処理区域の状況を勘案し維持管理上支障がないと管理者が特に認める場合、排水施設の設置を許可するものとする。

第2条の2 別表1の中段に掲げる地域下水道については管理者が特に認める場合、隣接する土地からの排水設備の接続を許可するものとする。

### (分担金の徴収)

第3条 分担金は豊橋市地域下水道建設事業分担金徴収条例（平成11年豊橋市条例第27号）第5条3号による。

### (工事費負担)

第4条 取付管の新設に係る工事費は、豊橋市地域下水道建設事業分担金徴収条例別表に掲げる施行地区のうち、豊橋市地域下水道建設事業分担金徴収取扱要綱に分担金の額の定めのある地区においては管理者が、定めのない地区においては申請者が負担し、その他の工事費（本管布設、取付管の位置変更）は申請者がこれを負担する。

### (許可の条件)

第5条 許可の条件は以下のとおりとする。

- (1) 施設の構造基準及び施工方法は管理者の指示によること。
- (2) 自然流下で既設の排水施設に接続すること。
- (3) 排水施設は工事完了後、無償で上下水道局に寄附すること。
- (4) 本管の延長は80m以下で、かつ最上流管末部で最低土被り1.0m以上とすること。

### (別表1 第2条第1項関連)

区分	地域下水道の名称
取付管の接続を認める地域	植田地域下水道、天伯地域下水道、野依台地域下水道 五並地域下水道、高根地域下水道、野依地域下水道 植田三区地域下水道
当初計画区域内のみ取付管の接続を認める地域	杉山町いずみが丘地域下水道、むつみね台地域下水道、 若松東地域下水道、杉山町御園地域下水道
取付管の接続及び下水本管の延長を認める地域	豊南地域下水道、日色野地域下水道、駒形地域下水道 大村地域下水道、下条地域下水道、雲谷・中原地域下水道 五号地域下水道、天津地域下水道、石巻金田地域下水道 下五井・横須賀地域下水道、石巻高井地域下水道 大山地域下水道、神ヶ谷・神郷地域下水道、嵩山地域下水道

(別表2 第2条第2項関連)

区分	地域下水道の名称
豊川流域関連特定環境保全公共下水道	日色野地域下水道、大村地域下水道 石巻金田地域下水道、下五井・横須賀地域下水道 神ヶ谷・神郷地域下水道
中島処理区関連特定環境保全公共下水道	駒形地域下水道、大山地域下水道

附則

- 1 この要綱は、平成17年6月1日から施行する。
  - 2 この要綱の改正前の規定により許可されたものの取扱いは、なお従前の例による。
- 
- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
  - 2 この要綱の改正前の規定により許可されたものの取扱いは、なお従前の例による。
- 
- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
  - 2 この要綱の改正前の規定により許可されたものの取扱いは、なお従前の例による。
- 
- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
  - 2 この要綱の改正前の規定により許可されたものの取扱いは、なお従前の例による。
- 
- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
- 
- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
  - 2 この要綱の改正前の規定により許可されたものの取扱いは、なお従前の例による。
- 
- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
  - 2 この要綱の改正前の規定により許可されたものの取扱いは、なお従前の例による。
- 
- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
  - 2 この要綱の改正前の規定により許可されたものの取扱いは、なお従前の例による。
- 
- 1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。
  - 2 この要綱の改正前の規定により許可されたものの取扱いは、なお従前の例による。